

電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示

・電子的診療情報連携体制整備加算とは

オンライン資格やマイナ保険証などを通じて電子的に診療情報をやりとり、活用する体制が整っている医療機関を評価するための診療報酬上の加算です。

・施設基準

- ① オンライン請求をおこなっている
- ② オンライン資格確認を行う体制を有している
- ③ オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧または活用できる体制を有している
- ④ 診療報酬明細書の無料交付・院内掲示を行っている
- ⑤ マイナンバー保険証利用率 30%以上
- ⑥ マイナンバーカード利用についてお声かけ、ポスター表示を行っている
- ⑦ マイナポータルの医療情報等に基づいて患者からの健康管理に関わる相談に応じ、十分な情報を取得し活用して診療を行うことを当医療機関の見やすい場所およびウェブサイト等に掲載している

上記の体制により、令和8年6月1日より初診料の算定時に

「電子的診療情報連携体制整備加算2」を月に1回9点を算定します

医療法人桐心会久保田クリニック